

鹿児島大学研究支援センター部会内規

平成 24 年 7 月 10 日

運営委員会決定

- 1 鹿児島大学研究支援センター運営委員会（以下、「委員会」という。）規則第 8 条第 2 項の規定に基づき委員会に置かれる部会は、次に掲げる部会員をもって組織する。
 - (1)各施設長
 - (2)各施設の専任教員
 - (3)その他部会が必要と認めた者
- 2 部会に部会長を置き、前項第 1 号の委員をもって充てる。
- 3 この内規に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成 24 年 7 月 10 日から実施する。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。